

議案第26号

北九州市文化芸術推進プラン（素案）に対する意見について

令和6年9月26日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき北九州市長から意見を求められた件について、教育委員会の意見を回答するため、この議案を提出する。

北九教総総第 号
令和6年9月 日

北九州市長 武内 和久 様

北九州市教育委員会

北九州市文化芸術推進プラン（素案）に対する意見について（回答）

文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、北九州市長から意見を求められた標記の件について、下記のとおり意見を回答するもの。

記

北九州市文化芸術推進プラン（素案）（以下、プランという。）については、異議なし。

ただし、今後のプラン推進にあたっては、以下のことに留意し、取組を進められたい。

①市内の伝統的な祭り等については、市外の方へ魅力を発信するとともに、市民に対しても文化的な価値を周知されたい。

②子育て世代や若い方たち等、幅広い世代が芸術・文化に触れる機会を提供されたい。

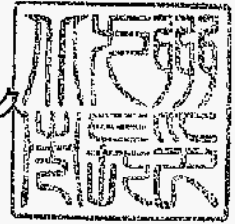
③文化イベント等の実施にあたっては、開催回数や対象世代等を考慮されたい。

以上

北九都市総文第943号
令和6年8月8日

北九州市教育委員会 御中

北九州市長 武内 和久



意見の聴取について

文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、下記の案件について貴委員会の意見を求めます。

記

北九州市文化芸術推進プラン（素案）について

【問合せ先】

都市ブランド創造局 文化企画課

担当：市原、山田

電話：093-582-2391 FAX：093-581-5755

○文化芸術基本法（抜粋）

（平成十三年十二月七日）

（法律第百四十八号）

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（平二九法七三・追加、平三〇法四二・令元法二六・一部改正）